

蒲郡市景観条例

(目的)

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、本市の特性を生かした良好な景観の形成に関し必要な事項を定めることにより、魅力ある景観を保全し、及び創出し、もって本市を訪れる人が癒され、市民が誇れる景観の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (2) 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち、建築物並びに広告物及び広告物を掲出する物件以外のもので次に掲げるものをいう。
 - ア 擁壁、柵及び塀
 - イ 橋梁、高速道路、高架鉄道その他これらに類するもの
 - ウ 鉄塔、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、アンテナその他これらに類するもの
 - エ 太陽光を電気に変換する設備（以下「太陽光発電設備」という。）
 - オ その他規則で定めるもの
- (3) 広告物 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、法第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を策定し、景観計画に基づき、良好な景観の形成を図るために必要な施策を実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めなければならない。

3 市は、道路、公園その他の公共施設の整備を行うに当たっては、良好な景観を形成するために先導的役割を果たすよう努めなければならない。

4 市は、良好な景観の形成に関し、市民及び事業者の意識の高揚及び知識の普及に努めなければならない。

(市民及び事業者の責務)

第4条 市民及び事業者は、自らが良好な景観の形成の主体であることを認識し、良好な景観の形成に積極的に寄与するよう努めるとともに、景観計画に基づき、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するものとする。

(景観計画の変更)

第5条 市長は、景観計画を変更しようとするときは、あらかじめ市民及び事業者の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、第21条に規定する蒲郡市景観審議会の意見を聴かななければならない。

(景観計画への適合)

第6条 景観計画の区域内において、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為を景観計画に定める行為の制限に関する事項に適合させなければならない。

(事前協議)

第7条 法第16条第1項の規定による届出を行おうとする者は、あらかじめ当該届出に関する事項について市長に協議しなければならない。

2 前項の規定による協議（以下「事前協議」という。）を申し出る者（以下「事前協議者」という。）は、規則で定めるところにより、事前協議書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の事前協議書の提出があったときは、その内容について、景観計画に定める行為の制限に関する事項に関し協議を行うものとする。

4 市長は、事前協議が終了したときは、事前協議者に対し、書面でその旨を通知するものとする。

(条例で定める届出を要する行為)

第8条 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、別表第1の左欄に掲げる行為の区分に応じ、同表の右欄に掲げる規模等に該当する行為とする。

(条例で定める届出を要しない行為)

第9条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、別表第2の左

欄に掲げる行為の区分に応じ、同表の右欄に掲げる規模等に該当しない行為とする。

(届出の添付図書)

第10条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号に規定する条例で定める図書は、第7条第4項の書面の写しとする。

(特定届出対象行為)

第11条 法第17条第1項に規定する条例で定める特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号及び第2号の届出を要する行為とする。

(助言又は指導)

第12条 市長は、事前協議者又は法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出を行った者に対し、景観計画に定める行為の制限に関する事項に適合するよう必要な助言又は指導をすることができる。

(勧告又は命令)

第13条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令をしようとする場合において、必要があると認めるときは、第21条に規定する蒲郡市景観審議会の意見を聴くことができる。

(勧告に従わない場合の措置)

第14条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が、良好な景観の形成のために必要な措置をとらないと認めるときは、当該勧告を受けた者に係る次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 当該勧告に係る行為の内容及び場所

(3) 当該勧告の内容

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(行為完了の届出等)

第15条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出を行った者は、当該届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

2 法第16条第5項の規定による通知をした国の機関又は地方公共団体は、当該

通知に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に通知しなければならない。

(景観重要建造物の指定等の手続)

第16条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定しようとするときは、同条第2項に定めるもののほか、あらかじめ第21条に規定する蒲郡市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、指定した旨その他規則で定める事項を告示するものとする。

3 前2項の規定は、法第27条第1項又は第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除について準用する。この場合において、第1項中「ときは、同条第2項に定めるもののほか」とあるのは、「ときは」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第1項の規定は、法第19条第3項に規定する建造物に該当するに至ったときにおける法第27条第1項の規定による景観重要建造物の指定の解除については、適用しない。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第17条 法第25条第2項に規定する条例で定める景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 修繕は、原則として修繕前の外観を変更しないように行うこと。

(2) 消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。

(3) 敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要建造物の保全のため必要な措置を講ずること。

(景観重要樹木の指定等の手続)

第18条 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定しようとするときは、同条第2項に定めるもののほか、あらかじめ第21条に規定する蒲郡市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、指定した旨その他規則で定める事項を告示するものとする。

3 前2項の規定は、法第35条第1項又は第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。この場合において、第1項中「ときは、同条第2項に定めるもののほか」とあるのは、「ときは」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第1項の規定は、法第28条第3項に規定する樹木に該当するに至ったときにおける法第35条第1項の規定による景観重要樹木の指定の解除については、適用しない。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第19条 景観法第33条第2項に規定する条例で定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 剪定、下草刈りその他の必要な管理を行うこと。
- (2) 病虫害の駆除その他の措置を講ずること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の保全のため必要な措置を講ずること。

(表彰)

第20条 市長は、良好な景観の形成に特に寄与していると認められる建築物、工作物、広告物その他の物件について、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

2 市長は、良好な景観の形成に特に寄与していると認められる活動を行う個人又は団体を表彰することができる。

(景観審議会)

第21条 市長の諮問に応じ、良好な景観の形成に関する事項を調査審議するため蒲郡市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員5人以内で組織する。
- 3 委員は、良好な景観の形成に関する専門的知識及び経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 第2項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規

則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条から第19条まで及び次項の規定は、平成31年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 法第16条第1項各号に掲げる行為のうち、前項ただし書に規定する施行の日から30日を経過する日までの間に着手したものについては、法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為とみなす。

別表第1 (第8条関係)

行為の区分	規模等
土地の開墾、土石の採取、鉱物の採取その他の土地の形質の変更	行為に係る土地の面積が1,000平方メートル以上のもの
木竹の植栽又は伐採	行為に係る土地の面積が1,000平方メートル以上のもの
屋外における土石、廃棄物、再生资源その他の物件の堆積	行為に係る土地の面積が1,000平方メートル以上のもの又はその高さが5メートル以上のもの
水面の埋立て又は干拓	行為に係る土地の面積が1,000平方メートル以上のもの

別表第2 (第9条関係)

行為の区分		規模等
建築物	新築、増築、改築又は移転	高さが10メートルを超えるもの又は建築面積が500平方メートルを超えるもの
	外観の変更を伴う修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが10メートルを超えるもの又は建築面積が500平方メートルを超えるものであって、

		かつ、各立面の変更部分の見付面積が当該立面の見付面積の3分の1を超えるもの
工作物	新築、増築、改築若しくは移転、外観の変更を伴う修繕若しくは模様替又は色彩の変更	擁壁、柵及び塀 橋梁、高速道路、高架鉄道のその他これらに類するもの
		高さが5メートルを超えるもの
		長さが10メートルを超えるもの
		高さが20メートルを超えるもの又は建築物と一体となって設置されるものは、その高さが5メートルを超え、かつ、当該建築物の高さとの合計が20メートルを超えるもの
	電気供給又は通信に伴う鉄塔、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、アンテナその他これらに類するもの	高さが20メートルを超えるもの又は建築物と一体となって設置されるものは、その高さが5メートルを超え、かつ、当該建築物の高さとの合計が20メートルを超えるもの
	上記以外の工作物(太陽光発電設備を除く。)	高さが10メートルを超えるもの又は建築物と一体となって設置されるものは、その高さが5メートルを超え、かつ、当該建築物の高さとの合計が10メートルを超えるもの
	太陽光発電設備の設置又は交換	太陽電池モジュールの合計面積が1,000平方メートルを超

	えるもの
都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく許可を必要とする開発行為	開発行為をする土地の区域の面積が1,000平方メートル以上のもの